

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2025 年 11 月 14 日

日野自動車株式会社

2025 年 11 月 14 日

株式交換に係る事前開示事項

東京都日野市日野台三丁目 1 番地 1
日野自動車株式会社
代表取締役 小木曾 聡

当会社は、三菱ふそうトラック・バス株式会社（以下「三菱ふそう」といいます。）、当会社の親会社であるトヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」といいます。）及び三菱ふそうの親会社であるダイムラートラック社（以下「ダイムラートラック」といいます。）との間で 2025 年 6 月 10 日付で締結した経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）に従い、当会社及び三菱ふそう間の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）の一環として、AIB 株式会社（以下「AIB」といいます。）との間で 2025 年 10 月 20 日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、2026 年 4 月 1 日（予定）を効力発生日として、AIB を株式交換完全親会社、当会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）

本株式交換契約の内容は、別添 1 のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 1 号、第 3 項）

（1） 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

（i） 本株式交換に係る割当ての内容

	AIB (株式交換完全親会社)	当会社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1
本株式交換により交付する株式数	AIB 普通株式：845,069,664 株（予定） AIBA 種種類株式：175,512,774 株（予定）	

（注） 1. 本株式交換に係る割当比率

本株式交換契約に基づき、当会社の普通株式 1 株に対して、AIB の普通株式 1 株を、当会社の A 種種類株式（当会社からトヨタに対する、当会社の普通株式及び A 種種類株式の第三者割当の方法による割り当て（以下「本第三者割当増資」といいます。）により発行予定） 1 株に対して、AIB の A 種種類株式 1 株を、それぞれ割当交付する予定です。

2. 本株式交換により交付する株式数

AIB は、本株式交換により、AIB の普通株式 845,069,664 株及び A 種種類株式 175,512,774 株を割当交付する予定です。かかる株式数は、2025 年 9 月 30 日現在における当会社の発行済株式総数（普通株式 574,580,850 株）から自己株式数（普通株式 426,984 株）を控除し、本第三者割当増資に係る発行予定株式数（普通株式 270,915,798 株、A 種種類株式 175,512,774 株）を加えて算出した予定数です。なお、当会社は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により AIB が当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において当会社が保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第 785 条に基づいて行使される株式買取請求に応じて当会社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。本株式交換により割当交付する AIB の株式の総数については、当会社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、1 単元（100 株）未満の AIB の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける当会社の株主は、その保有する単元未満株式を証券取引所において売却することはできません。AIB の単元未満株式を保有することとなる当会社の株主は、会社法第 192 条第 1 項に基づき、AIB に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

4. 1株に満たない端数の処理

該当事項はありません。

5. AIBのA種種類株式の概要

AIBのA種種類株式は、当会社が本第三者割当増資により発行するA種種類株式と同様の内容となる予定です。

6. その他

AIBは、2026年6月開催予定のAIBの定時株主総会における議決権の基準日後に本株式交換及びAIBを株式交付親会社、三菱ふそうを株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）によりAIBの普通株式を取得する者に対して、本株式交換及び本株式交付の効力が生ずることを条件として、当該定時株主総会における議決権を付与することを決定しております（詳細については、2025年11月4日付で公表した「当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社の経営統合に係る持株会社における基準日後株主の議決権付与に関するお知らせ」をご参照ください。）。

（ii）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

本株式交換は、本経営統合の実施のために当会社の完全子会社として設立したAIBを株式交換完全親会社、当会社を株式交換完全子会社として、専ら完全親子関係を逆転させることを目的として行うものであるため、株式交換比率を1対1とすることとしております。そのため、本株式交換に係る株式交換比率については、AIB及び当会社から独立した第三者算定機関による算定書を取得しておりません。

（2）交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当会社及びAIBは、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となるAIBの普通株式及びA種種類株式を選択いたしました。AIBは、当会社との本株式交換により、東京証券取引所への新規上場申請手続きを行い、AIB普通株式は、いわゆるテクニカル上場（東京証券取引所有価証券上場規程第2条第73号、第208条）により、本株式交換の効力発生日である2026年4月1日（予定）に東京証券取引所に上場する予定です。当会社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当会社株主の皆様は割当て交付されるAIBの普通株式は東京証券取引所に上場される予定であることから、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、当会社の株主の皆様に対しては引き続き株式の流動性を提供できるものと考えられること、及び当会社の株主がAIBの普通株式を交換対価として受け取る場合には、当会社の株主は、今後は本経営統合がもたらすシナジーによるAIBグループ全体の企業価値の向上に伴う利益を享受することが可能であると考えていること、また、AIBの独立した事業運営を尊重する観点や競争法の観点から、AIBにおけるトヨタの議決権比率を20%

未満とすることが適切と判断したことから、当会社の持株会社となる AIB の普通株式及び A 種種類株式を本株式交換の対価とすることが適切と判断いたしました。

(3) 株式交換完全子会社の株主の利益を害さないように留意した事項

(i) 公正性を担保するための措置

AIB は当会社の支配株主等には該当せず、また、本経営統合は当会社と三菱ふそうの間の統合であります。本経営統合を推進・実行するにあたり、当会社の親会社であるトヨタも関与していることから、当会社において、本経営統合は支配株主との取引等に準じた扱いをするのが相当であり、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり、本株式交換を含む本経営統合の公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言及び第三者算定機関からの算定書の取得

当会社は野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を本経営統合に関するファイナンシャル・アドバイザーとして選任し、財務的見地からの助言を受けており、野村証券を第三者算定機関として、本株式交付に係る株式交付比率に関する算定書を取得済みです（なお、上記「（1）交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の「（ii）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」に記載のとおり、本株式交換に係る株式交換比率については、AIB 及び当会社から独立した第三者算定機関による算定書を取得しておりません。）。なお、野村証券は、当会社、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラックとの間で重要な利害関係を有しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

当会社は長島・大野・常松法律事務所を本経営統合に関するリーガル・アドバイザーとして選任し、本経営統合に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。なお、長島・大野・常松法律事務所は、当会社、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラックとの間で重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 利益相反を回避するための措置

上記「（i）公正性を担保するための措置」のとおり、当会社において、本経営統合は支配株主との取引等に準じた扱いをするのが相当であり、当会社とトヨタの間で利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

① 当会社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当会社は、本経営統合の是非を審議及び決議するに先立って、本経営統合の推進・実行に係る当会社の意思決定に慎重を期し、また、本経営統合の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当会社の取締役会において本経営統合を推進・実行する旨の決定をすることが当会社の少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、トヨタグループとの重要な取引について妥当性を判断する目的で2022年度より継続して設置されている当会社の特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)に対して諮問を行いました。

まず、本特別委員会は、当会社、三菱ふそう、当会社の親会社であるトヨタ及び三菱ふそうの親会社であるダイムラートラックの4社が2023年5月30日付で本経営統合に関して締結した基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)に基づき本経営統合を推進することに関して、(a) 本経営統合の目的には一定の正当性及び合理性があると認められ、(b) 本経営統合の条件が、妥当性を欠くとすべき特段の事情は認められず、(c) 本経営統合の手続は公正なものであると認められ、また、(d) 上記(a)乃至(c)を踏まえると、本基本合意書を締結し本経営統合を推進する旨の取締役会決議を行うことは、当会社の少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨の答申書を、2023年5月29日付で、当会社の取締役会に対して提出しております。

本基本合意書締結後、当会社は、本経営統合契約を締結して本経営統合を実行することに関して、改めて本特別委員会に対して諮問を行いました。本特別委員会は、当会社、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラックとの間で利害関係を有しない社外取締役であり、かつ、独立役員である吉田元一氏、武藤光一氏、中島正博氏及び君嶋祥子氏の4名によって構成されています。当会社は、本特別委員会に対し、(a) 本経営統合の目的の正当性・合理性、(b) 本経営統合の条件の妥当性、(c) 本経営統合の手続の公正性、並びに(d) 上記(a)乃至(c)を前提に、本経営統合を実行することが、当会社の少数株主にとって不利益なものではないかを検討・判断し、当会社取締役会に意見を述べること(以下「本諮問事項」といいます。)について、諮問いたしました。当会社は2022年度に本特別委員会を設置した当初からの吉田元一氏、武藤光一氏及び中島正博氏の3名に加え、2023年6月に社外取締役に就任した君嶋祥子氏を本特別委員会の委員として選定しており(本特別委員会の委員長は吉田元一氏であります。)、その後本経営統合に関する諮問を行うに際して本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、各委員の職務の対価には、本経営統合の公表、決定及び実施等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

なお、当会社は、当会社取締役会における本経営統合に関する意思決定については、本特別委員会の意見を最大限尊重して行うものとし、本特別委員会が、本経営統合が当会社の少数株主にとって不利益であると判断した場合には、当会社取締役会は本経営統合の実行を決定しないものとするを併せて決議しております。また、当会社取締役会は、本特別委員会に対し、(a) 本特別委員会が独自のアドバイザーを選任することができるものとし、その場合の当該アドバイザーに係る合理的な費用は当会社が負担するものとする権限を与えること、並びに (b) 当会社は、本特別委員会に適時に交渉状況の報告を行うとともに、重要な局面で本特別委員会の意見を聴取し、本特別委員会からの要請を勘案して交渉を行うなど、本特別委員会に対し、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確保することを決議しております。

本経営統合契約締結に向けた本経営統合に関する本特別委員会は 2024 年 8 月 8 日から 2025 年 6 月 10 日までに、合計 19 回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。また、本特別委員会は、独立性及び専門性・実績等を検討の上、本基本合意書締結の際の検討時と同様に、当会社、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラックから独立した独自のファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）を、当会社、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラックから独立した独自のリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を、それぞれ選定いたしました。

その上で、本特別委員会は、当会社、当会社のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券及び当会社のリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本経営統合の意義、想定されるシナジー、本経営統合のスキーム、本経営統合の株式交付比率を含む本経営統合の諸条件の交渉経緯及び決定過程等についての説明を適時に受け、質疑応答等を行った上で、その合理性について検証を行っております。さらに、本特別委員会は、そのファイナンシャル・アドバイザーであるブルータス及びリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業の助言を踏まえて、重要な局面で意見を述べ、当会社に対して指示や要請を行うこと等の方法により、交渉過程に関与しております。

本特別委員会は、このような経緯のもと、上記の各説明、アドバイザーからの助言その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、(a) 本経営統合の目的には一定の正当性及び合理性があると認められ、(b) 本経営統合の条件が、妥当性を欠くとすべき特段の事情は認められず、(c) 本経

営統合の手続は公正なものであると認められ、また、(d) 上記(a)乃至(c)を踏まえると、本経営統合契約を締結し、本経営統合を実行することは、当会社の少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨の答申書を、2025年6月10日付で、当会社の取締役会に対して提出しております。

② 当会社における利害関係を有しない取締役全員の承認

2025年6月10日に開催した当会社の取締役会においては、長田准氏を除く当会社の取締役の全員が出席し、全員一致で、本経営統合契約の締結に関する審議及び決議を行いました。なお、当会社の取締役のうち、2024年12月までトヨタの執行役員であり、本日現在トヨタ（非常勤嘱託）から当会社の取締役として派遣されている長田准氏は、本経営統合に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本経営統合に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記当会社取締役会における本経営統合契約の締結に関する審議には参加しておりません。

(4) 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により AIB の増加する資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、AIB が別途定める額になります。当会社は、かかる取扱いは、AIB の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号、第 4 項）

(1) 株式交換完全親会社の定款の定め

AIB の現在の定款の内容は別添 2 のとおりです。なお、AIB の普通株式は、2026 年 4 月 1 日に東京証券取引所プライム市場への新規上場（テクニカル上場）をする予定であり、当該上場に向け、その定款を変更する予定です。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

(i) 交換対価を取引する市場

AIB の普通株式は、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であります。本株式交換の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日に東京証券取引所プライム市場へ新規上場（テクニカル上場）をする予定です。AIB の A 種種類株式は非上場株式となりますが、AIB の普通株式の上場後は、AIB の普通株式に転換した上で東京証券取引所プライム市場において取引いただけます。

(ii) 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

上記 (i) 交換対価を取引する市場のとおり、AIB の普通株式は、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であります。本株式交換の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日に東京証券取引所プライム市場へ新規上場（テクニカル上場）をする予定であり、当該上場後は、金融商品取引業者（証券会社）を通じてお取引いただけます。AIB の A 種種類株式は非上場株式となりますが、AIB の普通株式の上場後は、AIB の普通株式に転換した上で金融商品取引業者（証券会社）を通じてお取引いただけます。

(iii) 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その内容

AIB の現在の定款上、同社の普通株式を譲渡により取得するには同社の株主総会の承認を受けなければならないものとされておりますが、AIB の普通株式は、2026 年 4 月 1 日に東京証券取引所プライム市場へ新規上場（テクニカル上場）をする予定であり、これに先立ち、AIB は、その定款を変更し、当該株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。よって、本株式交換の効力発生日後においては、AIB の普通株式につき、譲渡その他の処分に対する制限はございません。

AIB の A 種種類株式については、AIB の定款上、同社の A 種種類株式を譲渡により取得するには同社の取締役会の承認を受けなければならない旨が規定される予定です。

(3) 交換対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項

AIB の普通株式及び A 種種類株式は、現在はいずれの取引所の金融商品市場においても取引されていない非上場株式であり、該当する市場価格はありません。

なお、AIB の普通株式は、2026 年 4 月 1 日に東京証券取引所プライム市場へ新規上場（テクニカル上場）をする予定であり、上場以降は市場価格が付される予定です。上記上場後は、東京証券取引所が以下の URL において開示する株価情報やチャート表示等により、AIB の普通株式の市場価格及びその推移が示されることとなります。

<http://www.jpx.co.jp>

- (4) 株式交換完全親会社の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

AIBは2025年6月2日に設立された法人であるため、現時点において決算期が到来しておりません。

4. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第184条第1項第3号、第5項)

該当事項はございません。

5. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第184条第1項第4号、第6項)

- (1) 株式交換完全親会社の成立の日における貸借対照表

別添3のとおりです。

- (2) 株式交換完全親会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当すべき臨時計算書類等はありません。

- (3) 株式交換完全親会社において成立の日後に生じた重要な後発事象

- (i) 本株式交換契約の締結

AIBは、2025年10月20日付で、本経営統合の一環として、当会社との間で本株式交換契約を締結することを決定し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の概要は、上記1.をご参照ください。

- (ii) 本株式交付の実施の決定

AIBは、2025年11月4日付で、本経営統合の一環として、三菱ふそうとの間で株式交付(以下「本株式交付」といいます。)を行うことを決定し、同日付で本株式交付に係る株式交付計画を作成いたしました。本株式交付の概要は、当会社が2025年6月10日付で公表した「当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社の経営統合に係る経営統合契約の締結に関するお知らせ」もご参照ください。

(4) 株式交換完全子会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

(i) 本第三者割当増資の実施の決定

当社は、2025 年 6 月 10 日開催の取締役会において、本第三者割当増資の実施及びトヨタとの間で株式引受契約を締結することを決議し、同日付で株式引受契約を締結いたしました。本第三者割当増資及び当該株式引受契約の詳細につきましては、当社が 2025 年 6 月 10 日付で公表した「第三者割当による普通株式及び A 種種類株式の発行に関するお知らせ」もご参照ください。

(ii) 羽村工場のトヨタへの移管

当社は、2025 年 6 月 10 日開催の取締役会において、当社の羽村工場をトヨタに移管することを決議いたしました。当該移管の詳細につきましては、当社が 2025 年 6 月 10 日付で公表した「羽村工場のトヨタ自動車株式会社への移管に関する契約締結のお知らせ」及び 2025 年 8 月 21 日付で公表した「(開示事項の経過)羽村工場のトヨタ自動車株式会社への移管に伴う準備会社の設立(子会社の異動)のお知らせ」もご参照ください。

(iii) 本株式交換契約の締結

当社は、2025 年 10 月 20 日開催の取締役会において、本経営統合の一環として、AIB との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の概要は、上記 1. をご参照ください。

6. 本株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号)

本株式交換は、会社法第 789 条第 1 項第 3 号の適用を受けないため、該当事項はございません。

以 上

別添 1

株式交換契約書の内容

[添付のとおり]

株式交換契約書

AIB 株式会社（以下「甲」という。）と日野自動車株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲が乙の株式交換完全親会社となり、乙が甲の株式交換完全子会社となるため、本契約の定めに従い、株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：AIB 株式会社

住所：東京都昭島市武蔵野二丁目 12 番 8 号

乙（株式交換完全子会社）

商号：日野自動車株式会社

住所：東京都日野市日野台三丁目 1 番地 1

第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対して、(i)その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、所有する乙の普通株式の合計数に 1 を乗じた数の甲の普通株式を、(ii)その所有する乙の A 種種類株式に代わる金銭等として、所有する乙の A 種種類株式の合計数に 1 を乗じた数の甲の A 種種類株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される甲の株式の割当てについては、効力発生日の前日の最終の乙株主名簿に記載又は記録された株主に対し、(i)その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 1 株の割合、(ii)その所有する乙の A 種種類株式 1 株につき、甲の A 種種類株式 1 株の割合をもって割り当てる。

第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途定める額とする。

第5条（効力発生日）

1. 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 4 月 1 日午前 9 時とする。但し、両当事者は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、協議し合意の上、これを変更することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、本株式交換の効力の発生は、乙とトヨタ自動車株式会社との間の2025年6月10日付株式引受契約に基づく乙の新株発行の効力の発生を停止条件とする。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受ける。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受ける。

第7条（自己株式の消却）

乙は、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）において乙が有するすべての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条に基づく乙の株主による株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において消却する。

第8条（株式交換条件の変更等）

本契約締結後効力発生日までの間に、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他必要が生じた場合、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本株式交換を中止することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、乙の株主総会における承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（株式交換完全親会社の上場）

甲は、効力発生日において、その発行する普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場することを予定する。

第11条（準拠法及び管轄）

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めがない事項、その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙別途協議の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年10月20日

甲

東京都昭島市武蔵野二丁目12番8号

AIB 株式会社

代表取締役 河野昌俊



乙

東京都日野市日野台三丁目1番地1

日野自動車株式会社

代表取締役社長 小木曾聡





別添 2

AIB の定款

[添付のとおり]

AIB株式会社 定 款

第1章 総 則

第1条 （商 号）

当会社は、AIB株式会社と称し、英文ではAIB, LTD. と表示する。

第2条 （目 的）

当会社は、次の業務を営むことをその目的とする。

1. 会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理する業務
2. 前項に付帯関連する一切の業務

第3条 （本店所在地）

当会社は、本店を東京都昭島市に置く。

第4条 （公告方法）

当会社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

第5条 （発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、10株とする。

第6条 （株券の不発行）

1. 当会社は、その株式に係る株券を発行しない。
2. 株主及び登録株式質権者は、当会社に対し、当該株主又は登録株式質権者についての株主名簿に記載又は記録された事項を記載した書面の交付又は当該事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

第7条 （株式の譲渡制限）

当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。

第8条 （株主に株式等の割当てを受ける権利を与える場合の募集事項等の決定）

当会社は、当会社の発行する株式（処分する自己株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項、株主に対して募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び募集株式又は募集新株予約権の引受けの申込みの期日について、取締役の決定（取締役が2名以上ある場合は取締役の過半数による決定）によって定める。

第9条 （株主等の届出）

1. 株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当会社に、氏名又は名称及び住所を届け出るものとする。
2. 前項に規定されている事項に変更があった場合も同様に届け出るものとする。

第10条 （基準日）

1. 当会社は、毎事業年度終了の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主をもって、

当該事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項及び第25条第1項に規定されている場合に加えて、当社は、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を定めるために必要な場合には、取締役の決定(取締役が2名以上ある場合は取締役の過半数による決定)により、一定の日(以下、「基準日」という。)を定めて、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者(以下、総称して「基準日株主」という。)をもって、その権利を行使することができる者としてすることができる。基準日を定める場合には、当社は、基準日株主が行行使することができる権利(基準日から3箇月以内に行行使するものに限る。)の内容を定めなければならない。また、当社は、基準日を定めたときには、当該基準日の2週間前までに、当該基準日及び本項により定めた基準日株主が行行使することができる権利の内容を公告しなければならない。

第3章 株主総会

第11条 (株主総会)

株主総会は、法令に規定する事項及び当会社の組織、運営、管理その他当会社に関する一切の事項について決議することができる。

第12条 (株主総会の招集)

1. 定時株主総会は、毎事業年度終了の日の翌日から3箇月以内にこれを招集する。
2. 臨時株主総会は、必要ある場合には、いつでも、これを招集することができる。

第13条 (株主総会の招集権者)

法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会は、取締役の過半数の決定に基づき代表取締役(代表取締役が2名以上ある場合はそのいずれか)がこれを招集する。ただし、代表取締役が(代表取締役が2名以上ある場合はそのいずれも)これを招集することができないときは、取締役の過半数の決定により予め定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

第14条 (株主総会の招集通知)

1. 株主総会の招集通知は、株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下、本条において同じ。)に対し会日の3日(ただし、株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間)前までに発する。
2. 特定の株主総会について、株主の全員の同意があるときは、当該特定の株主総会について前項の招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。ただし、当該特定の株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、この限りでない。
3. 第1項の招集通知には、法令に定める事項を記載又は記録し、法令の定めに従って書面又は電磁的方法により通知する。

第15条 (株主総会の議長)

株主総会の議長は、代表取締役(代表取締役が2名以上ある場合はそのいずれか)がこれに当たる。ただし、代表取締役が(代表取締役が2名以上ある場合はそのいずれも)議長の職務を行うことができないときは、当該株主総会で議長を選出する。

第16条 (株主総会の決議要件)

法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第17条 （議決権の代理行使）

1. 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。
2. 前項の場合においては、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。ただし、当該株主又は代理人は、当該書面の提出に代えて、法令の定めるところにより、当会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

第18条 （株主総会議事録）

株主総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成して、当会社の本店に備え置く。

第4章 取締役

第19条 （取締役の員数）

当会社の取締役は、1名以上とする。

第20条 （取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任の決議については、累積投票を行わない。

第21条 （取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。
2. 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

第22条 （代表取締役）

1. 取締役は、当会社を代表する。
2. 取締役が2名以上ある場合は、株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

第23条 （取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 会 計

第24条 （事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

第25条 （剰余金の配当等）

1. 定時株主総会の決議により剰余金の配当を行う場合は、事業年度終了日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主（登録株式質権者を含む。）に対して行う。本項の規定による配当には利息を付さない。
2. 前項に定める場合のほか、当会社は、株主総会の決議により、剰余金の配当を行うことができる。本項の規定による配当には利息を付さない。
3. 配当金とその支払の提供の日から3年以内に株主により受領されなかった場合、当会社はそ

の交付義務を免れる。

第6章 付 則

第26条 （設立に際して発行する株式）

当会社の設立に際して発行する株式の数は1株とし、その発行価額は1株につき1円とする。

第27条 （設立に際して出資される財産の価額又はその最低額）

当会社の設立に際して出資される財産の価額は金1円とする。

第28条 （成立後の資本金及び資本準備金）

当会社の成立後の資本金の額は、金1円とし、資本準備金の額は、金0円とする。

第29条 （設立時取締役等）

当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役：	河野 昌俊
設立時代表取締役：	河野 昌俊

第30条 （最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2026年3月31日までとする。

第31条 （設立時の本店所在地）

当会社の設立時の本店所在地は、次のとおりとする。

東京都昭島市武蔵野二丁目12番8号

第32条 （発起人の住所、名称、割当てを受ける株式数及びその払込金額）

発起人の住所、名称、発起人が割当てを受ける株式数及びその払込金額は次のとおりである。

住 所：	東京都日野市日野台三丁目1番地1
名 称：	日野自動車株式会社
割当てを受ける株式数：	1株
払込金額：	金1円

別添 3

AIB の成立の日における貸借対照表

AIB 株式会社設立時貸借対照表			
(単位：円)			
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	1	流動負債	-
現金	1		
固定資産	-	固定負債	-
		負債合計	-
		純資産の部	
		株主資本	1
		資本金	1
		資本剰余金	-
		利益剰余金	-
		純資産	1
資産合計	1	負債・純資産合計	1